

建設工事における余裕期間制度の導入について

佐賀県が発注する建設工事において、「**余裕期間制度**」を導入しました。
余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者等の配置は必要ありません。
令和元年11月30日以降に公告される工事から適用します。

なお、要領等の詳細につきましては、佐賀県のホームページをご覧ください。
「設計積算図書及び土木工事に関する部内通知及び要領等について」([ここをクリック](#))。または、「余裕期間制度」で検索してください。

お問い合わせ先： 建設・技術課 技術管理担当

TEL：0952-25-7168 E-mail：gijutsukanri@pref.saga.lg.jp